

中小企業政策審議会 基本問題小委員会（第 16 回）・
産業構造審議会 地域経済産業分科会（第 18 回）合同会議
議事録

日時：令和2年2月18 日（火） 15時00分～16時30分

場所：経済産業省別館 9階 944会議室

○神崎中小企業庁企画課長 定刻となりましたので、ただいまから中小企業政策審議会基本問題小委員会産業構造審議会地域経済産業分科会の合同会議を開催いたします。本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

事務局を担当しております中小企業庁企画課長の神崎と申します。よろしく願い申し上げます。

それでは、会議の開催に当たりまして、中小企業庁長官の前田より一言ご挨拶申し上げます。

○前田中小企業庁長官・地域経済産業グループ長 皆さん、今日はどうもありがとうございます。当座3点ほど、大きな懸念事項があります。

1つは、新型コロナウイルスの件です。先月の末より1,050ヵ所に相談窓口を開きましたけれども、観光業から始まり製造業一般に至るまで非常に悲痛な声が届いてきております。支援策第1弾を打ちましたけれども、状況をみながら、さらなる追加の支援策も並行して検討していきたいと思っておりますので、関係者の方々、ぜひいろいろな声がありましたら届けていただきますよう、よろしくお願いいたします。

2点目は、GDPの落ち込みでございます。こういうことも、そこまでかというのが率直なところでございますので、これも非常に注視しなければならない。

それから、中小企業の皆様方に聞いておりますと、4月1日から始まります残業規制。やや誤解も多いのですが、残業してはいけないのではなくて、過度な残業はしてはいけないということでございますので、このあたりの周知徹底を厚生労働省と一緒に、余り大きな心配にならないような形で、ただ一方で、働き方改革に不熱心な中小企業は若手を中心に人材が採れません。そのような状況の中で、今後、中小企業をめぐる環境は複雑化し、非常に深刻化していくと思っておりますので、ぜひ皆様方、引き続きご指導、ご協力を頂戴したいと思います。

きょうは合同会議ということで、重い課題を用意させていただいておりますけれども、ぜひ活発なご審議を頂戴いたしまして、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。本日はありがとうございます。

○神崎中小企業庁企画課長　それでは、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能ですので、引き続き傍聴される方はご着席ください。

本日の出席状況でございますが、中小企業政策審議会につきましては、湯崎委員、諏訪委員がご欠席、村本委員が1時間程度遅れてご到着される予定です。三村先生も遅れていらっしゃるようですが、いずれいらっしゃるかと思います。三村先生がいらっしゃれば、13名のうち11名の委員にご出席いただいております、定足数である過半数に達しております。

産業構造審議会地域経済産業分科会につきましては、今井委員、大井川委員、大橋委員、岸本委員、澤谷委員、丁野委員、藤澤委員、山田委員、横森委員がご欠席です。本分科会につきましては、19名のうち10名の委員にご出席いただいております、定足数である過半数に達しております。

なお、本日は議題の1つであります中小企業成長促進法案について、中小企業庁と地域経済産業グループの所管法律をともに改正することから、ご一緒にご審議いただくのが適切であることから合同開催といたしております。

なお、本会議の議事、配付資料、議事要旨、議事録等は公開となりますので、ご了承ください。

また、本日の会議はペーパーレスで実施いたします。お手元にiPadをお配りしてございますけれども、iPadの不具合等がございましたら事務局にお知らせいただければと思います。

お手元のiPadには、既に資料が参照できる状態となっておりますので、資料を参照される際には、資料番号を付したファイルをタップいただければと思います。みていただきますと、資料0から資料6まで掲載されております。皆様、お手元でiPadをご覧になれる状況でございましょうか。

また、今井委員から意見書をいただいておりますので、資料6という形であわせてご紹介させていただきます。

それでは、ここからはそれぞれの会議の座長であります沼上先生及び松原先生に議事を進行していただきます。議題1、2については沼上先生、3につきましては松原先生に進行をお願いいたします。それでは、沼上先生、よろしくお願ひ申し上げます。

○沼上小委員長　それでは、前半部分、初めの議題の2つ目まで私が司会進行を務めさせていただきます。中小企業政策審議会の基本問題小委員会の小委員長を務めているということになっているようであります。

それでは、早速ではありますけれども、議題1の中小企業成長促進法案について、事務局からご説明いただいた上で、委員の皆様方からさまざまなご意見を賜りたいと考えています。

なお、本日3つあって、合同部会でこの人数でございますので、恐らくお1人様5分しゃべると、もう時間がパンクするというぐらい大変な状況だろうと思いますので、事務局からの説明は3分程度にさせていただきたいと思っておりますし、全体としては1議案につき15分から30分ぐらいの時間をとって意見交換の時間としたいと思っております。お1人様2分ぐらいいしか持ち時間がないという状況ですので、その点をご理解いただきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

○神崎中小企業庁企画課長　まず、資料3-1、3-2、中小企業成長促進法案についてご説明いたします。資料については、資料3-2をタップいただいておりますでしょうか。法律の正式の名称は、タイトルの下に小さく書いてございますけれども、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案と長くなっておりまして、何のことやら、おわかりにならないと思いますので、法律の狙いを踏まえまして、中小企業成長促進法案と略称しております。

この法案の狙いは4点ございます。(1)、左上をごらんください。まず、中堅企業への成長環境の整備です。例えば、製造業の場合、資本金3億円以下か従業員300人以下のいずれかの要件を満たすと中小企業になります。中小企業の枠を外れると中小企業支援が受けられなくなるため、この資本金、従業員の基準がガラスの天井となって、成長の阻害要因の1つとなっているといわれております。このため、中堅企業に成長した後も最大5年間、中小企業支援を継続する仕組みを導入いたします。

左下をごらんください。2点目は、海外展開支援の強化です。これまで日本政策金融公庫は、海外子会社へ直接融資できず、日本の親会社を通じて融資を行う親子ローンなどを行ってまいりました。今回の改正は、日本公庫が海外子会社へ直接融資をできるようにするものです。

右上をごらんください。3点目は、中小企業目線での政策体系の整理です。中小企業関連法律には、〇〇計画という計画が多数ありまして、わかりにくいという声を伺っており

ました。このため、真ん中に三角形の図がございますけれども、経営力向上計画、経営革新計画、地域経済牽引事業計画の3つの計画を軸に計画を再整理いたします。企業の成長段階に合わせるならば、それぞれ中学校、高校、大学というイメージになります。今回、さらに、ここに書いております地域産業資源活用事業計画等ですけれども、3つの計画を統合し、2つの法律を廃止いたします。あわせて、計画と補助金のひもづけを外し、計画認定なしに補助金申請を可能とします。

4点目は、右下の経営者保証解除スキームの拡充です。経営者保証が事業承継のネックとなっているため、ことしの4月から事業承継時に経営者保証を不要とする信用保証制度を創設します。法改正なしにカバーできる信用保証の枠は2.8億円ですが、2.8億円を超えて経営者保証付きの融資を受けている事例もございますことから、今回、法改正によりプラス2.8億円、合計5.6億円の信用保証の枠を措置することとしております。

私からの説明は以上でございます。

○沼上小委員長　　どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。ご意見のある方は、いつものようにネームプレートを立てて、ご発言の意思をあらわしていただきたいと考えております。順番とすると、本来は阿部委員、関戸委員、伊藤委員の順番なのですが、伊藤委員は3時半ごろに退席されないといけないということなので、伊藤委員からご発言をいただきたいと思います。どうぞ。

○伊藤（聡）委員　　初めまして、伊藤聡子と申します。今回から参加させていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。大変申しわけないのですが、30分で退席ということで、簡単に意見だけ述べさせていただきたいと思います。

今回3点あって、本当は私は2番目、3番目のところで意見をさせていただきたいかなと思っていたのですが、支援のあり方という点においては、大きなグランドデザインというか、そういうものが私自身はすごく必要かなと思っています。これは何かというと、未来に向けて、今後地域の中小企業が果たすべき役割は一体どういうことなのかということを中心にやはり支援はあるべきではないかと思っています。

その意味でいうと、これから特に地方から大きな課題が山積してくるという時代に入らる中で、地域課題を解決していくという視点で行っている企業に対して、どうやって支援をしていくのかということがすごく求められると思います。税収も少なくなってくるので、行政ができることがかなり少なくなってくる。そうすると、本当に地域に密着した中小企業が果たすべき役割は非常に大きくなっていくと思います。ただ、すぐに業績につながる

わけではないので、そういう意味においても支援というのは非常に必要かなと思うのですが、地域未来牽引企業の分け方として、地域課題の解決という点においては、研究開発とか製品開発の1つとして位置づけられているのですけれども、私としては、やはりもう1つここに大きな軸を設けて支援の柱をつくっていったほうがいいのではないかと考えております。

もう一点、これから中小企業が活性化していくためには、例えば都市部の企業とどうやってコラボレーションしながら一緒にやっていくかというような視点も必要になってくるのですけれども、都市部で非常に高コストの中で頑張っておられる中小企業が多い中で、地方に分散していくというのは経営を立て直すという意味でも非常に大きな意味をもってくる。

一方で、地域にとっては非常にありがたい目線というか、消費地目線をもった形で、例えば第1次産業などは製造業とかサービス業とか、そういう視点を交えて成長していかなければいけない。そうすると、全く異業種の視点が非常に必要になってくるわけで、そういう部分のインセンティブをどうやって与えていくのかとか、どうやってそういう企業を支援して分散を図っていくのかということにおいても非常に重要になってくるかなと思うので、業績とか雇用とかという意味で、地域で応援したい企業、この見方も大事なのですけれども、一方でこれから起こってくるいろいろな課題に対して、どうやって役割を果たしていくかという意味での支援策を私としては求めたいと思っております。

以上です。

○沼上小委員長　　どうもありがとうございました。それでは、心の準備という意味でも申し上げておきますけれども、次は阿部委員で、その次が関戸委員で、その後、河原委員、関委員の順番でご発言いただきたいと思っております。阿部委員からどうぞ。

○阿部委員　　ありがとうございます。全振連の阿部でございます。

私は、現場の肌感覚でこれを拝見させていただきまして、中規模事業者への支援が非常に手厚くなっている、これは非常によかったと思っているのです。その一方、小規模事業者の、先ほど中学生、高校生、大学とありましたけれども、小学生の部分は一体どうなっているのだというところで大いに期待しておりますので、要望といたしまして手厚い支援をお願いしたいと思います。小学校からいずれ中学校になりますので、まず一番多いところをどう支援していくかという全体のグランドデザインの中の位置づけ、役割もこれからの成長戦略としては非常に大切な部分になってくるのではないかと思いますので、よろし

くお願いします。

以上です。

○沼上小委員長 どうもありがとうございます。それでは、関戸委員、お願いします。

○関戸委員 全国商工会連合会の関戸でございます。

私からは、事業承継時の経営者保証の解除についてお話をさせていただきたいと思えます。私は過去、経営者保証ガイドラインのきっかけとなった中小企業における個人保証等の在り方研究会の委員として携わっておりましたが、その当時、経営者保証免除の基準を示すためのガイドラインをつくってほしいと、その策定を提言しておりました。議論を始めた当時は、金融機関側と事業者側の意見に隔たりが大きく、とりまとめに当たっては大変な議論があったように思います。しかし、経営者保証ガイドラインの策定をきっかけに、金融機関側の意識にも徐々に変化がみられまして、経営者保証の解除が加速しているように思います。

その点も踏まえまして、中小企業成長促進法案のうち、事業承継時の経営者保証解除の施策は、去る5月31日に本会の通常総会の場に安倍総理がお越しいただきまして、個人保証脱却・政策パッケージを発表されたものが、今般、法案として形となったものと承知しております。大変意義深く感じております。

経営者保証の解除については、中小企業庁において、引き続き金融庁などと連携していただきまして、金融機関や信用保証協会が適切に対応できているかをモニタリングや指導いただくとともに、小規模事業者の事業承継のさらなる促進のために、経営者保証の解除が小規模事業者にとってさらに利用しやすくなるよう、例えば先代から引き継ぐ借入れが返済緩和中であったとしても、後継者に意欲があり、今後の経営改善が見込める場合は、新設される保証制度を利用できるようにするなどの要件緩和などについても引き続きご検討をお願いしたいと思います。

今後、本政策の運用面まで十分配慮いただき、二重徴求の禁止や後継者の保証免除などの動きが加速して、中小・小規模事業者の事業承継がさらに促進されることを大いに期待しております。

以上です。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。次は河原委員、お願いします。

○河原委員 ありがとうございます。公認会計士、税理士の河原万千子でございます。

今回、産構審の地域経済分科会と合同の会議に出席させていただきまして、感謝いたし

ます。私は事業承継支援を手伝っておりますが、よく金融機関や支援専門家に事業承継支援は、個社の支援で稼げなくても、地域経済の将来を考えて支援することが大切だと話しております。本日は、私自身が関連する立場からお話を申し上げます。

まず、中小企業成長促進法案の資料(1)ですが、地域未来法にて、事業承継の事業拡大について、継続して中小企業としてみなして第三者承継をサポートしていただくことに関しては、評価していますが、そろそろみなしだけではなく、中小企業の定義についてもご検討いただける時期になっているのではないかと思います。

次に、資料(4)の経営者保証の解除ですが、他の委員からお話がありましたが、関連して、保証協会についてお話をさせていただきます。保証協会の経営支援の拡大も大いに評価していますが、地域経済の金融支援の観点からは、各金融機関は人材難もあり、支援力が相当落ちている金融機関もあります。地域では、公的な金融機関として、安心できる保証協会の経営支援への期待は大きいものですので、今後も社会のニーズに即した支援メニューの拡充を希望いたします。

それから、保証協会の経営支援メニューの周知がいま一つであると思います。地域経済のために、いま一步前に入るような意気込みをもって、広報活動にも注力いただきたいと思います。

説明がなかったのですが、資料3-1の4は大切なことと思いますので、産業競争力強化法で、中小企業再生支援協議会に親族内承継支援が法律上追加されることに関連して、少しお話をさせていただきます。

現状、再生支援から企業の健康診断である早期経営支援へと支援業務も幅広くなっています。そこで再生支援協議会の名称そのものの変更をご提案申し上げます。例えば、地域経済支援協議会など、再生支援だけではなく、幅広く活動していることをネーミングでもわかるようにすることも大切ではないかと思います。今回、法律上の業務拡充することを契機に、名称変更はタイミングとしても適切だと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

以上でございます。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。続いて、関委員、お願いいたします。

○関委員 ローカルファースト研究所の関といいます。本当は中小企業庁の前田さんが席を外しているときに発言はしたくないのですが、致し方なく、この時期に発言をさせていただきたいと思います。ぜひ聞いていただきたかったかなと思います。

中小企業目線での政策体系の整理は非常に重要な形で、8計画を5計画にさせていただくというのは、とてもありがたいことなのですが、中小企業の皆さんにとって、やはり計画書を書くというのは非常に大きい負担になっています。なので、一定の条件という形で認定をとれるような形に、計画認定ではなくて、条件認定という形で、法律に基づく5計画が常にプラットフォーム型で相乗りができないか、もしくは途中で変更ができないか、更新ができないか。もともと政府は5Gというお話をされていて、ある意味でネットワーク型とかインターネットでの申請みたいなものを進めているという部分もございますので、そういう意味では1法律に1計画ということではなくて、中小企業の皆さんが、今回コロナウイルスもそうなのですが、数年間、同じ計画でやれないのです。どんどん変更していかざるを得ないので、それが十分にプラットフォーム上で変更ができるような認定の仕方を今後ぜひご検討いただけないかなと思っていますのです。

収支計画とビジネスプランモデルとエビデンスを含めれば、ネット上での申請、もしくはプラットフォーム上での変更が十分に可能ではないかと思っております。そのほうがよっぽどその部分での支援メニューを中小企業の皆さんがいろいろな形で使い切れるのではないかと思いますので、ぜひ認定のプラットフォーム化と相乗り、更新、変更が非常にしやすいような形での体制、もう1つは運用をお願いする次第です。

以上になります。

○沼上小委員長　　どうもありがとうございました。続いて、小正委員。

○小正委員　　私からは、保証解除スキームということで、4番目になりますけれども、これにつきましては非常にすばらしい、ありがたい整備ということで、非常に感謝を申し上げたいと思います。

そしてまた同時に、解除の際でありますけれども、譲る、事業承継ということで、信用保証ということであればその後の者に多少コストアップになるかなと思うのですが、それが借りがえ前と比較しまして高くなると、やはり気をそがれて後に続く者がなかなかやる気がなくなるとか、そういうこともありますので、保証協会の保証料といいますか、そういうものが大幅なコストアップにならないようにぜひ配慮していただきたいということが1点です。

それともう1つは、海外展開支援の強化ということで、これにつきましても非常にすばらしい、ありがたいと思っています。私の自分の仕事のことで恐縮なのですが、実は3年前からウイスキーづくりを始めまして、ウイスキーというのは、皆さんご存じのよ

うに、つくったものをたるにためまして熟成させるわけです。そうしますと、つくったものをたるに入れないといけないということでございまして、私どもの中小企業では、それをつくることで、たるが結構必要になるわけです。それによりまして、コストが非常に高くなるということでありまして、資金の調達をどうするかということで悩ましいところがございます。

今ありましたように、中小企業政策金融機関、商工中金とかそういうところでもあるのですけれども、制度融資といいますか、そういうことがありまして、資料とかいろいろ面倒くさいというようなこともありまして、なかなか難しいということで、うちの経理もそういうことをいっているのですが、我々中小企業が新しい事業に入っていく、そしてまた、それを輸出、海外に焦点を当ててやっていくという点について、できれば何か補助金なりそういうものがあれば非常にありがたいということをこの場で、話題が違うかもしれませんが、お願いいたしまして発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○沼上小委員長　　どうもありがとうございました。それでは、続いて曾我委員、お願いします。

○曾我委員　　先ほど来、幾つかお話が出ておりますけれども、まさに事業承継の障害となっております経営者保証の解除ということは大変ありがたいこととございまして、私どもの立場からも大変喜んでおりますところとございます。日本商工会議所の中小企業経営専門委員会の共同委員長の曾我でございますが、このことは感謝申し上げますが、さらに突っ込んだ中で、やはり地方の地域の活性化のためには、数多くの創業企業が出てきてくれるとありがたいと思っております、実は地元の信用保証協会の役員会でもお話ししたのですが、一歩踏み込んだ中で、創業時から経営者保証なしに資金調達ができるような方法が何かないだろうかというような問題提起をさせていただいております。

ただ、最近、ここへ来て地方銀行でも、しっかりした事業計画、そして経営者の資質があれば、ファンドを組んでくれている例が幾つかできているので、これまたありがたいのですが、これは非常に限られたレベルの人しか組み立てができないものですから、できれば事業内容をきちっとチェックし、後継者の資質をチェックしていただいて、それでオーケーが出たら、経営者保証なしで貸してくれるというような形になるとありがたいと思っております。

以上です。

○沼上小委員長　　ありがとうございました。それでは、豊永委員、お願いいたします。

○豊永委員 2点だけ申し上げます。

中小企業からの卒業の制度なのです。これは、私も従来から関心をもっていた分野なので、非常に画期的なことが始まると思っております。ただ、恐らく事業者にしてみれば、一度、制度が外れた後のことについてはかなり心配だし不安だと思うので、こんなことをいうと当局には申しわけないのですが、よく事業者の実態をみながら、丁寧にその先を見守っていただく。一度踏み出したら、どう道を迷おうがということではなくて、実態をみて、また制度のあり方をお考えになるのも手かなと。私は基本的には卒業論者なのですが、そこの不安を解消する姿勢が重要かなと思います。これが1点。

もう1つは、個人保証の話が出ておりますけれども、私は保証協会に非常に期待しておりますが、保証協会における個人保証は多過ぎるのではないかと常々思っておりまして、ラストリゾートの保証協会において、かなり高い率で個人保証をとっておられるのは矛盾するのではないかという気がしております。これは、金融機関が一時的に貸すときにとるのはやむを得ないものとするならば、さらにそれをバックアップする保証協会が、代位弁償のときのことを考えると合理的な部分がないわけではないと私は思いますけれども、当協会の性格からしてそれでいいのかという議論を1回、ご当局でしていただけると幸いです。

以上です。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。いろいろと重要な、貴重なご意見をいただきましたけれども、事務局サイドから幾つか。

○神崎中小企業庁企画課長 ご指摘いただいた点のうち、2点ほどお答え申し上げたいと思います。

まず、関委員から計画のところについてご指摘いただきました。私どもことしの4月からやろうと思っておりますのは、先ほどの三角形の図の経営力向上計画、これは一番数が、年間3万件ぐらい申請がございます。これについて電子申請ができる仕組みを導入しようと思っております。最初は任意という形でございますけれども、いずれ経済産業省所管分については、全て電子申請化しようと思っております。

さらにそれ以外の計画、上にある経営革新計画とか地域経済牽引事業計画は、自治体、知事の承認計画ですので、自治体さんとの調整が必要になりますけれども、そういった計画についても電子申請を働きかけていって、最終的にはおっしゃるような仕組みを導入したいと思っております。

また、ちょっと補助金の話も申し上げましたけれども、補助金につきましても、J グラ
ンツという仕組みをつくりまして、ことしの4月から補助金の電子申請、これは幾つかの
自治体さんにも賛同いただきまして、自治体の補助金も対象になってきます。そうします
と、企業情報みたいな補助金申請の中で共通の情報がございますけれども、こういうもの
は1回入力すれば、それが流用されるという、ワンスオンリーと私ども申しておりますが、
そういうものができる形になっておりますので、まだスピードがのろいというようなお叱
りをいただくかもしれませんが、少しずつ始めているところでございます。

あと、小正委員から経営者保証解除のときの保証料率についてご質問いただきました。
今回、専門家の確認を受けた場合には、この保証料率を下げていくという、国のほうがお
金を入れる形でやることを考えておりますので、それでも高いとおっしゃるかもしれませ
んけれども、私どもとしてはできる限り経営者保証の解除が進むような形で進めていき
たいと考えております。

以上でございます。

○沼上小委員長 現時点で追加のご意見がある方がいらっしゃれば、あと2分ぐらいは
ございますけれども、よろしいですか。大浦委員とか保証についてはずっと……では、阿
部委員、どうぞ。

○阿部委員 先ほど説明があった電子申請化の徹底なのですけれども、よく聞くのは提
出して認定してもらって、再度出すときにもう一回出さなければいけないのですよね。前
に出したものを流用できるというようなことは、数字の整合性とかそういったことはどう
なのでしょう。それを徹底していただければ、すごく簡略化になるのではないかと感じ
ているのです。そういう声が現場から多いので。

○神崎中小企業庁企画課長 計画変更の部分も含めまして、しっかりシステム上で対応
できるようにいたしますし、経営力向上計画につきましては、認定書もちゃんと電子上で
出るような形で考えておりますので、とにかく簡素で中小企業の方に負担のないような形
で進めていきたいと思っております。

○阿部委員 ありがとうございます。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、次の議題2のほうに移りたいと思います。議題2は、中小企業技術革新制度
(日本版S B I R制度)の課題と対策の方向性についてということで、これも事務局から

説明をお願いいたします。

○吉野中小企業庁技術・経営革新課長　それでは、お手元 i P a d 資料4のほうをお開き願えますでしょうか。日本版 S B I R 制度というように表題はつけてございますが、スモール・ビジネス・イノベーション・リサーチの略称でございます。

こちらのほう、水色の枠の下に少し小さい字で書いているところでございますが、中小企業者の方々、ないしは個人事業主の方々に対しまして、①、技術開発、研究開発を一生懸命助成していこうということで、米国におくれること約10年、20年ほど前、99年から開始させていただいている制度でございまして、②、技術開発の成果をさらにハンズオン支援していこうという形で、総務省、文科省、そして環境省までの7省庁で省庁間連携をとりながら進めさせていただいているものでございます。

1ページおめくりいただきまして、参考で図表をつけているところでございます。下のほうに水色の円グラフがございまして、中小企業の技術開発への資金という形では、150億円から400億円ぐらいまで、量としては拡大してきているところではございますが、逆に分野のバランスが経産省に偏っているというような側面がございまして。

昨今、世の中非常に多様化してきておりまして、例えば最近話題のドローンなどをとりましても、基礎研究は文科省、産業化は経産省ですが、実際、応用していく、ないしは5Gみたいなもので使っていくとなれば総務省でございまして、畑などに応用するとなれば農水省というように世の中非常に多様化してきておりまして、省庁間連携がより重視されるような状況になってきているところでございます。

1ページ目のほうにお戻りいただきまして、そのような状況、この20年間を振り返りまして、見直しをさせていただきたいというところでございます。緑、青、赤と書いてございますが、現在、経産省、中小企業庁の法律の中でこの S B I R 制度を運用しているところでございますが、緑色の中にございまして、科学技術、イノベーション全体は内閣府のほうで総合司令塔となっているところでございまして、内閣府の科学技術・イノベーション活性化法という、まさにイノベーションそのものを担当している法律の中に規定を移管いたしまして、省庁連携の取り組みをより強化していこうと。もちろん、その中で中小企業庁、経産省としてもしっかりと役割を果たしていこうということが1つでございます。

それに伴いまして、水色のところでございまして、各省庁からの研究開発の助成策といったようなものをより引き出してまいりたいというところでございます。

最後、赤色のところでございまして、先ほどの委員のご意見の中にも助成制度はなかな

か使いづらいような側面があると。これは省庁、どうしてもあるわけですが、この中小企業向け技術開発の予算に関しましては、できる限り予算執行のルールを統一し、また、統一された周知、広報といったような形をとりまして、助成の申請という意味でも、また、成果に対するハンズオン支援といったような側面でも、より寄り添った形としていきたいということで、赤色のところの統一された予算執行ルールを義務化といったようなところを目指して、法改正の準備はさせていただいているものでございます。

ご説明は以上でございます。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。それでは、また先ほど同様に皆様からのご意見を賜りたいと思います。またルールの同じで、ネームプレートを立てるというやり方でご発言の意思を表示していただければと思います。では、加藤委員から。

○加藤委員 エムスクエア・ラボ、加藤です。よろしくお願いします。

イノベーションをやっているねとよくいわれる側なのですけれども、M a a S的な取り組みとかをやると、現在かかわっている省庁は、まさに先ほど説明があったとおり、農水省、国交省、経産省、あと総務省、全部かかわることになっていて大変ですということです。

もう1つは、経産省だともものづくりばかりです。M a a Sにはまる事業はないねという感じを受けていまして、M a a S的な取り組みは社会学な研究も含めての、ものづくりとはちょっと違う研究要素がいっぱいあるものですから、そういう意味では横断するならものづくりに偏らない、先端技術だけとは限らない、多分先端な、我々地域OSをつくっているといわれるのですけれども、そういう仕組みそのもの、システムそのものに対するサポートというか、補助があったり、研究とかを枠組みの中に入れていただくというのではないかというのが1つです。

あと、法律です。イノベーションは大体法に抵触します。自動走行をやっている実験しているのですけれども、恐らく違法です。実験してしまっているのですけれども、何かその辺も、我々ベンチャーが規制改革会議に出ているのも結構大変で負担が大きいです。そういう意味では、そういう現状をきちっと知って、もっと余裕のある方たちが議論して、早目早目に整備いただけると、ベンチャーの負担が減って法に触れることなく思い切り研究開発ができるかなと思うので、その辺のスピードアップとかもぜひ支援策の中に入れていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○沼上小委員長　ありがとうございます。グーグルのストリートビューとか、ああいうものも法が後から追いかけてくるというところがあると思うので、ベンチャーと法というのはかなり重要な関係があるというご指摘、そのとおりだろうと思います。

では、関委員、お願いいたします。

○関委員　まだ前田さんが戻っていませんが、発言いたします。技術革新はとても重要だと思っています。それで、加藤さんもいっていただいたのですが、実は技術だけでは実装ができないのです。なので、今、私は地方創生とSDGsも現場に入って地方自治体とか企業の皆さんと一緒に、ともかく現場で物事を動かそうとしているときにいつも思うのは、1次から今4次産業ぐらいもあるのですが、今の国の支援は農水省が1次とか、例えば総務省が3次、4次というような形の区分けをしていただくのに技術革新が追いつかない形になっています。

今、私のほうは現場に入らせていただいて、この1次から4次という、4.5でも5次でもいいのですが、3つの新しい産業の区分けに今ご提言をして、その仕組みで物事を動かすとうまくいくのではないかと提言をさせていただいています。

1つ目が地域の課題を解決する産業です。例えば耕作放棄地があれば、それを解決するのに土地の集約化だけではなくて、スマート農業、それと農業法人をつくるような形で、スマート農業のところには技術があるのですが、それを運用していく法人のところはまさに人の仕組みであったり、経営の問題なのです。なので、こういう形で1次から4次までを統合して考えていく。

もう1つは、官民連携の産業です。今、インフラの再整備が非常に追いつかない状況です。橋、橋梁、道路を含めてなのですが、特に日本の災害が多くなっている関係で、国土強靱化のところで、日本の企業と自治体が手を組んでいかなければいけないと考えているので、ここにも新技術が必要なのです。そうすると、官と民で一緒にやりながら今の公共施設を再更新するという産業。

3つ目が、5Gを含めて、自動走行とかドローンも含めてなのですが、人類がどうもこちらの方向に社会が行きそうだというシェアリングエコノミーを含めて先回りした産業、ここにはまさに技術革新が必要なのです。

ですので、一つ一つ技術を捉えて分けるのではなくて、今申し上げた社会の課題、官民連携、PPP、PFI、それともう1つ社会の新制度をつくっていくようなところで、人を中心とした制度での運用ができるように、技術だけではなくて社会制度。加藤さんがお

っしゃっていただいたように法律と人材育成をセットで技術革新のところに組み込んだ形の支援をぜひしていただけないかと思っています。

実際、私は現場で各省庁さんの補助金をいろいろな形でとろうとするのですが、やはり相当苦勞するのです。それはなぜかという、各省庁さんが予定しているような仕組みでは現場が動いていないのです。現場に合わせて、今申し上げたように技術革新、人材育成、社会制度を一括してご支援をいただく仕組みというのがない限り、お金を幾らつぎ込んで現場では本当に無駄になってしまうのです。

なので、そこがうまくできるように、今回は分科会もこのようにシームレスでやっていただいている、ここがまさにイノベーションだろうと思いますので、そこをこのSBIIRのところにも入れていただいて、技術だけではいけないのです。技術とマネジメントとやはり社会制度なのです。ここを一体的に考えていただけるようにぜひ運用いただきたいし、体制も整えていただきたいと思います。

○沼上小委員長 合同分科会をイノベーションと評価していただき、まことにありがとうございます。

この後の順番は、曾我委員、宮川委員、大浦委員の順になっていきますので、曾我委員からよろしく願いいたします。

○曾我委員 ありがとうございます。このSBIIRの制度につきましては、まさに中小企業庁さんには先頭を切って、制度の充実に向けてご尽力を賜りまして、大変ありがとうございます。

また、先ほどお話がございましたように、この制度が内閣府に移管されても中小企業庁や経済産業省様においては、より積極的に対応していただけるということで、大変心強く思っている次第であります。

また、この制度は、今度は省庁横断の取り組みを強化するというお話でございまして、これも私どもにとりましては大変ありがたい。特に地方においては、農商工連携だとか観光だとかというような事業は、非常にいろいろな分野の省庁に絡む事業でございまして、そういう意味では、このことは大変期待しておりますので、よろしくお願いしたい。

また、先ほど来、いろいろなお話が申請の中で出ておりますが、この制度につきましても、より申請しやすいような形でお願いできればと思っています。

以上です。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。では、続きまして、宮川委員、お願

いします。

○宮川委員 一橋大学の宮川でございます。初めて参加させていただきます。

私は仕事として大規模データを使いまして、機械学習を中心とした手法を使った研究をしているのですが、その流れの中で、金融機関ですとか会計、通信、運輸といった会社とのコラボレーションで産学の研究をしております。

その中で感じることを踏まえて1点だけコメントさせていただければと思うのですが、先ほどお話に出た部分もありますが、技術開発そのものももちろん大事なのですが、それを実装する段階で、例えばビジュアライゼーションですとかアプリへの実装といったところで、いろいろな主体の方と一緒に働く必要が出てきているというのを実感としてもっているところです。

ですので、今回お話を伺ってすばらしい取り組みだと思ったのは、各省をまたぐ形でイノベーションの支援をしていくということなのですが、実際、ほとんどの場合、ビジネスの文脈で使われるものを考えるということですから、経済的な文脈の中でどのように支援していくべきなのかというところを総合的に考えていかれるのかなと期待しております。

特に先ほど申し上げたような幾つかの機能だけではなくてマネジメント、いろいろなコラボレーションの機会を捉えて事業をやっていくと、どこかでマネジメントの限界で話かとまってしまうことが往々にしてありますので、余り話が広がり過ぎてもよくないのかもしれませんが、割とそういう広いテーマに全面的に対応していただけると、本当意味でのイノベーションが進行されるのかなと感じたところです。

以上でございます。

○沼上小委員長 どうもありがとうございます。では、引き続き大浦委員、お願いします。

○大浦委員 これが本当にうまくいくかどうかというのは、やってみなければわからないところがあると思うのです。実際、ほかの省庁さんがおつき合いになるかどうかから始まりますので、この段階になると――これは内閣府でやるのですか。

○吉野中小企業庁技術・経営革新課長 そうです。

○大浦委員 そうですよ。内閣府でやったとしても、どこが頭をとるのかでいろいろあると思いますので、頑張ってください。

それはそれとして、私が1つお話ししたいのは、この提供される側は一体誰が決めるの

かなのです。その選定をする委員の方々の質で、どこにお金が行くのが決定的に変わってしまうので、経産省であれ、私は厚生労働省の仕事をしていますけれども、そういう省庁であれ、一体誰が委員になるかというのを厳しく監視する仕組みが必要だと私は思います。これは仕組み化しなければ、結局のところ、なあなあの委員になってしまうとイノベーションの起きようがありません。

実は私の感覚でいうと、30代の方々はもう年長です。年長なのですよ。この感覚で委員を選べるかというのが大事で、でない、私が若干かかわらせていただいたところで、ブロックチェーンでみたいな話をしたときに、私以外の誰も反応しなかったのです。こんな人たちがイノベーションの話をしたらだめだろうと思ったのでぜひとも、もし本当に日本が世界で勝ちたければ、もうジェフ・ベゾスもいかげん年ですから、私たちがやるべきは、30代以下の委員でやるような選定委員会があれば、とてもすてきなことが起こるのではないかと思いました。

以上です。

○沼上小委員長　どうもありがとうございました。やはり私ももう退場しなければならない年齢だということを強く感じましたけれども、ほかにご意見のある方はいらっしゃらないですか。——いいですか。私の印象は、参考資料のところをみると、アメリカと余りにも国が違うというのが特徴なのだと思うのですけれども、アメリカの場合、ディフェンスとヘルスケアとかこのあたりというのは、連合して金を出しているのか、それとも競争して金を出しているのか、そのあたりもちょっと考えるといいかもしれないと思います。

私は企業の研究者なので、例えば一番初めに研究したのは、3Mというミネソタ・マイニング・アンド・マニュファクチャリングという会社の研究開発だったのですが、そこは各研究所が何階層にも分かれて、あるいは事業部長もベンチャー投資資金を自分の手元にもっているのです。それが、他のところで花開かなかった事業を自分のところで投資して花開くと、花開かせた者が偉くなる、評価されるという仕組みなのです。この話を日本企業の人にしたら、他の人が金をつけなかったら私も出さないというのの連鎖になるからやめたほうがいいという議論もあるのですけれども、やはり評価基準をしっかりとすれば、どこかで誰かがリスクをとるというような仕組みはどうつくっていけばいいのかということと、それとまた連合としてどうするかという問題と、協調と競争とどう組み合わせっていくかというのが制度設計上の非常に重要な側面になるのかなと印象としてはもちました。

というように私にも少し話す時間が残されたので、ちょっとお話ししましたけれども、もし何かお話しになることがあれば追加で。

○吉野中小企業庁技術・経営革新課長 ありがとうございます。皆様からいろいろご意見をいただきましたが、今回、省庁間連携ということでございまして、そういう意味では、経産省はものづくり中心の側面がございしますが、経産省でもサービス業への振興をさせていただいておりますし、今回も関係7省庁という形でございまして、特定の分野に限られないで、できるだけ幅広い分野でシーズを育てて、それを市場ニーズにつなげていくという形で今後進めていきたいと考えているものでございます。

その際に、やはり事業化につなげていくに当たって、中小企業庁の言葉でいえばハンズオン支援、ないしは寄り添った支援という形でございまして、3段階ほどのフェーズ、最初のフィージビリティスタディーのフェーズ、そしてR&Dのフェーズ、そして市場化のフェーズと大ざっぱには3段階のフェーズで考えてございしますが、そのフェーズを乗り越えた方々には次のフェーズの支援をしっかりと提供していくという形で、1枚目の紙でございまして多段階の選抜でしっかりと支援していくのだという形でやっていきたいと思っております。

その際に、1つの省庁の中で担当していくのか、省庁をまたいで担当していくのか、シーズがある省庁と市場をもっている省庁が異なっているような場合もあるかと思っておりますので、そういったところはしっかりとたすきを渡しながら支援していくような形を目指していきたいと考えているところでございます。

そして、特に最初のシーズの選定のところが非常に大事なのだというようなご意見もございましたが、そういう中で、私どもが現在考えておりますのは、30代かどうか、世代の問題は別といたしまして、やはり米国などはドクターをもった方がかなり裁量をもって選定をしているといったような側面がございまして。日本は1人の個人が非常に強い裁量をもってというのは組織文化的になかなか難しい面もございしますが、チームを組んだような形になるかとも思いますけれども、一貫性をもってシーズから市場までを担っていくような組織の体制、ないしは人材の育成といったことも内閣府や関係省庁と連携して進めていきたいと考えているところでございます。

あと、米国のほうのお話もございました。我々もまだ米国の成功事例、勉強している最中ではございますが、1つは、先ほども申しましたとおり、1人のマネージャーが非常に裁量性をもってやっている。そして成功した人間が、市場化を担った人間が評価されるといっ

たような側面が省庁といえどもあるというところがございますので、そのようなところも参考にしていきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○沼上小委員長　　どうもありがとうございました。ほかにご発言のある方、いらっしゃいませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようであれば、私のパートはここで終了させていただいて、次のテーマは松原先生にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○松原分科会長　　産業構造審議会地域経済産業分科会の分科会長を務めております、東京大学の松原宏と申します。どうぞよろしくお願いたします。

議題の3に入るのですけれども、ちょっと整理をさせていただくと、後で補足の説明もあるかと思いますが、2017年から経済産業省の産業立地政策が地域未来投資促進法という、企業立地促進法から新しい政策に移りまして、何年かたってきているのですけれども、その中で、そこと関連をもちながら、地域未来牽引企業というのを選んできております。

議題3につきましては、その地域未来牽引企業の制度の見直し案について、事務局からまず説明いただきまして、委員の皆様からご質問、ご意見いただければと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。前田さん。

○前田地域企業高度化推進課長　　ありがとうございます。地域Gで地域企業高度化推進課長をしております前田と申します。

それでは、資料5-1をごらんください。地域未来牽引企業制度の見直し案という資料でございます。

1 ページ目でございます。これまで定量的な基準と定性的な基準で約2年度にわたりまして、合計3,687社の地域未来牽引企業を選定いたしてございます。定量的な基準につきましては、利益、従業員数、その伸び率、域外の販売、仕入れ額でございます。定性的な基準につきましては、自治体や商工団体、金融機関の皆様からの地域経済への貢献度等を評価して選んでございます。選定企業の9割が中小企業ということでございます。

2 ページ目でございます。全国的に広く選定をさせていただいてございます。

3 ページ目でございます。地域未来牽引企業の特徴でございます。従業員100人未満、売り上げ30億未満、社歴も40～70年の企業が約5割というのが特徴でございます。

次のページ、4 ページ目でございます。先ほど分科会長からお話ございました。こう

いった地域未来牽引企業の地域未来牽引の取り組みを、この未来法で促進するという
ことを進めてまいりました。資料中右下のほうでございます。地域未来牽引企業で未来法を
活用された事業者が678事業者、約18%ということでございます。

こういった形で事業を促進してきたわけでございますけれども、次のページ、5 ページ
目でございます。今後、地域経済の牽引をより促進する観点から、支援事業の幅を広げ、
重点支援へと、一定の期間のもと、移っていきたいと考えてございます。

見直しは大きく3点でございます。

1 点目でございます。機能に応じた目標の設定ということございまして、下のほうに
色立てした類型がございます。海外で稼ぐのか、サプライチェーンで強化するのか、ある
いは地域資源なのか、生活インフラなのか、これらの類型に応じた目標の設定をいただき
ます。

2 点目でございます。目標に応じた重点の支援を行う。具体的には、加点等で支援をし
ていくということでございます。

3 点目でございます。目標の取り組み状況を踏まえて更新制を入れるという見直しを図
りたいということでございます。

また、この見直しの端境期に当たりまして、追加選定を予定してございます。後ほど論
点をご紹介いたします。

次のページでございます。地域未来牽引企業の類型別の割合及び特徴でございます。こ
ちらにつきましては、類型ごとに収益性等は異なるということのご参考データ、あくまで
事務局のサンプル推計という形でございますので、詳細は割愛いたします。

次のページ、参考の5でございます。地域経済牽引目標の例といたしまして、幾つか例
示を示すことで目標の設定をしやすいような工夫を図っていきたいと考えてございます。

続きまして、8 ページでございます。重点支援のイメージということございまして、
経営基盤を強化するところから、人材を採り、研究開発をし、販路を広げ、事業承継につ
なげていくというところにおきまして、それぞれの類型を意識しながら、加点、特別枠等
で支援をしていききたいというような制度改正を行ってまいりたいということござい
ます。

次のページ、9 ページ目でございます。今後のスケジュールでございます。目標の設定
をいただきまして、3年後をめどに中間評価を行いまして、5年後に更新の可否を判断い
たしたいと考えてございます。このような形で腰を据えた重点支援のフェーズへと移っ
ていききたいということでございます。

最後、10ページでございます。追加選定に関する主な論点といたしまして、幾つか提示をさせていただいております。

6月目途の公表を目指しておりますが、主な論点といたしましては、今は3,687あるわけでございますけれども、どの程度追加選定することが適当か。あるいは、3回目であることから、それを限定的にすることが適当か。企業数が増加しますと支援が薄くなることをどう考えるか。選定に当たっては、公平性の観点から、過去の基準、先ほど申し上げた2通りの基準を参考にすべきか。選定に当たっては、地域のバランスを考慮すべきかといったところが選定に当たっての論点でございます。

また、選定に際しまして、取り消しのルールも改めて設定いたしておきたいと思っております。これはほかのルールも参照いたしまして、法令の重大違反がないか等の形で設定をいたしたいと考えてございます。

これらを盛り込んだ形で、説明は割愛いたしますけれども、資料5—2で選定実施要領として改めてこちらを定めたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松原分科会長 どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移ります。お手数ですが、ご意見がある方はネームプレートを縦向きに立てていただければと思います。なお、時間が限られますので、先ほどと同じように、お1人2分以内でお願いいたします。

それでは、宮島委員、田島委員。

○宮島委員 どうもありがとうございます。最初に質問なのですが、今回の見直しに当たっては、今までの事業の効果をどのようにみていらっしゃるのでしょうか。

○松原分科会長 ご質問はあとありますか。であれば少しまとめてお答えいただきます。つまり、後でまた意見があるのですね。

○宮島委員 はい。

○松原分科会長 では、答えていただけますか。

○前田地域企業高度化推進課長 これまでの選定の効果としては、2通りあると思っております。

1つ目は、選定をいたしたことで、この未来企業の方々の人材の確保、あるいは資金の融資が比較的円滑になってきているというのが1つ目の効果でございます。

2つ目の効果におきましては、未来法の事業の促進をこれまで広げてきたわけでございますけれども、合計で678の事業者の承認がなされているというのが2つ目の進捗状況と

いうことでございます。

○宮島委員　ありがとうございます。多分、そこでまだ足りない部分があるから、今回見直そうということで、私の理解では、もうちょっと部分的にはメリットを足そうというか、重点強化できるようにしようということだと思います。

もちろん活性化のためにプラスになることですからいいことだと思うのですが、先ほどの選定の委員が大事だというお話と同じように、これも目標をどのように設定して、それをどのようにP D C Aサイクルで回し、さらにちゃんと評価をするかということで、その地域が本当に元気になるかどうかということが決まると思います。

そこを厳密にやらないと、今回、中小企業の委員会の方と一緒にすけれども、一般の人たちの中には、何となく、中小企業だからといって、どんどん支援が広がってしまって、それがベターとなってしまふ感じという不安というか、そういうのがあると思うのです。そこをちゃんと担保する上では、主な論点に沿っていいますと、例えば選定数は既にもう3,687あるわけですから、そこに最初から一気にふやすのではなくて、3回目の選定になりますので、やはり明確に目的をもって、今までの基準とは違う、こういう理由だからここは足そうというところで、比較的抑制的に足していくのがいいのではないかと思います。

さらに、それは3つ目の論点の、増加することによって支援が薄くなったり、メリットとか全体的な、やはりこういうのを選定されるということは1つのタイトルというか企業にとってのプライドだとすると、それはどこももっているということとの裏腹になりますので、そこは価値をしっかり維持することをすごく大事に考えて進めたほうがいいと思います。

そういう意味では、地域バランスは、その地域にとって物すごく力になる、その地域おこしに必要だというところをみていくのだと思うので、必然的に地域はばらばらになると思うのですが、逆にいいますと、ここ、足りないから、ちょっと1つやっておこうかみたいな、そういう意味でのバランスではなくて、それぞれの地域にとってどのぐらい効果的に役に立っているかということを実に厳密にみる必要があると思います。

最後のほうも、当然のことながら、適切でなければ取り消しはそちらにあるような要件は必要だと思いますし、更新に当たっても、ただ漫然と、とにかく1回選ばれたらずっと続くというようなイメージのものではなくて、ちゃんとP D C Aサイクルを回していなければ更新が受けられない。さらにいいますと、他の分野でのいろいろな目標設定をみますと、えっ、これ目標設定として非常に緩過ぎないみたいな、大学改革とかもそうですけれ

ども、あるのです。教育学部だったらこれは普通でしょうみたいなのが目標になっていたとか、そういうものがいろいろありますので、まさにその目標設定においてしっかりやって、そして、それを決める方々の目利き力に期待したいと思います。

以上です。

○松原分科会長 貴重なご意見ありがとうございました。田島委員、お願いします。

○田島委員 立教大学の田島でございます。

今ほどの宮島委員とかなり重なる部分が多かったので整理してお話ししたいと思うのですけれども、まず、先ほどもご指摘があった、これまでにどれだけの効果を及ぼしたのかということについては、今回、制度の見直しというのとあわせて、どういった効果があったのかということをごひしかりと検証していただきたいと思います。これももともと信用のある企業に対して与えているということですので、その企業が予想どおり業績を伸ばしましたということでは、制度の効果ではないのです。地域未来牽引企業という制度を与えたことによって、それがなかった場合に比べてどれだけの効果があったのかということ意識的にはかっていく。それによって、この制度が今後どれだけの効果を期待できるのかということに、ぜひつなげていく必要があると考えています。

そして、先ほど効果のご説明としてあった人材の確保、資金の融資ということは、まさに信用やブランド力を与えたことによって、そういったことができるということだと考えますので、今回どんどん数をふやして、かつ、よく未来とかつけたときに陥りがちな罠ですけれども、5年もたつと、過去に未来を期待されていたということがそのまま残っていくのが果たしていいのか。ブランド価値として、5年前に頑張っていた人たちだよねみたいなことになってしまうと、結局、制度の信用自体が揺らいでくるということになりますので、ここについては私としましては、取り消し要件もつけるというよりは、今回も認定されましたというくらいの、新たな審査をすることによって認定されるというような位置づけにすることが必要かと考えます。

そして、地域未来ですので、今回、地域資源型、生活インフラ型というところを出していただいたものについては、本当にその地域の経済にとって必要な活動をしている、必ずしも成長しているわけではない企業の努力を支えられるような形に整えていく必要があるかと思います。

以上です。

○松原分科会長 どうもありがとうございました。まとめて後で回答をいただくことに

いたしまして、まず出していただきます。伊藤委員、加藤委員、高橋委員の順で、そして、豊永委員。済みません、こちらを先にやらせていただいて、中小企業の皆様方にまた振っていきますので、ちょっとお待ちください。それではお願いします。

○伊藤（麻）委員　ありがとうございます。今さらながら、この目的は何と欲てしてしまうのですが、要は、経済産業省、中小企業庁の自己満足でこういうものをやっているようにも感じ取れてしまうのです。というのは、頑張っている企業は、こういうものがなくても頑張っています。もちろん支援していただくのは中小企業としてありがたいですが、わざわざこういうものがなくても経営者はやっているので、そこの目的が何となく自己満足に感じてしまうときがあります。

　というのは、昔、ものづくり300社という、うちも選んでいただいたのですが、あのときの企業でもう存在しない企業はたくさんあるのです。だから、さっきもありましたように誰が選んでいて、どこまで先をみていてというのが分かりづらいです。結局——済みません、別に沼上さんにいつているわけではなくて、申しわけないのですが、どこまで未来をみえているのかとか、今現状、我々の周りで起きているいろいろな経済的に困難な状況に置かれていることだつて、急にやってくるわけではないですか。だから、それを乗り越えられるだけの技量があるのか。

　だから、もちろん決算書も大切かもしれませんが、数字ではみえない企業の力強さというのがあるはずなのです。そこまでみて選定しているのかとか、後継者はいるかもしれないけれども、この人その人は適任なのか、本当に大丈夫なのかとか、みていかないと、今の仕事をしているから、この仕事は安定なんてことは絶対ないのです。逆に、もしかして決算的に危ないかもしれないけれども、チャレンジしているよと思えば、そこのほうが私はよほどよくて、いつをみて未来なのか？

　そういう意味で、この未来は何を指しているのか？経営者は未来しかみていないですから、過去と今はほとんどみていないです。だから、そこの感覚がちょっと違うのかなというのがあるので、大変生意気な言葉ですが。

○松原分科会長　いえ、厳しい意見、興味深く聞かせていただきました。私もたくさんいいたいことはありますが。

○伊藤（麻）委員　済みません、以上にしておきます。ありがとうございます。

○松原分科会長　ありがとうございました。加藤委員、お願いします。

○加藤委員　私からは1点だけ、静かに上げたいと思います。

皆さんの手下となって現場で推薦した方々も、大変苦勞されたというのを伝言しておこうと思って。地銀さんや信金の営業マンがお客様を推薦しましたと。意図をきちっと理解して推薦したかどうかは別問題としても、その方々が推薦した企業が落とされると、結構営業に響くという。落とされてしまったのを、また営業マンが伝えに行かなければいけないのです。それはやはり営業的にはなかなかやりにくくなるということがあって、その推薦の上げ方というか、そもそも箸にも棒にもかからない条件とか、もうちょっと明確に提示してあげないと、現場の手下として動く職員たちは大変かなと思います。伝言です。

○松原分科会長　　どうもありがとうございます。高橋委員、お願いします。

○高橋委員　　私の専門としているスポーツとかレジャーのビジネスというような視点でみますと、この指標の1つとして、売上高利益率があるかと存じます。一般の企業であれば売上高利益率を高めていくようなことをすると思うのですけれども、スポーツはかなり利益率が悪い、プラマイとんとんで、だけれども、地域には必要といわれながら、多くの関係者が助け合いながらビジネスを回すようなビジネスなのです。

そこの一番の問題は、結局、華やかで注目を浴びつつけるために、イベントをうまく回しながら、メディアをマネジメントするような能力の人材が必要なのですが、その多くは東京にいまして、地方には人がいないのです。なので、この指標の中に、例えば地域の大学などと組んだ人材育成ができたかとか、東京オリンピック後に東京で働いていた人を何人引き抜けたかというようなことを入れてやるのが、実はスポーツ産業ではできます。例えば新潟のアルビレックスをやっているNSGグループさんなどは、東京でスポーツビジネスをやっていた人が新潟に実際移り住んでいます。単純に売り上げとか利益率でいわれてしまうと難しいなというところがあるので、このようなことができる企業としての評価ができると思います。神社のお祭りではないですけれども、イベントを回すことで地域の誇りをつくっているような企業も、実は地域を引っ張っているというような見方でちょっと査定していただくといいのではないかなという気がしました。

以上です。

○松原分科会長　　ありがとうございます。それでは、豊永委員、お願いします。

○豊永委員　　これができた経緯も多少承知している側にいたこともあるので、今、3人の委員の方々の直前のご指摘はごもっともだなと思いながら、耳の痛い話だなとも思いました。

一方で、本来、これはエンカレッジする、地域において活躍している企業を、もっと頑

張ってください、地域のためにあなたしかいないのです、あなたが重要なのですということメッセージとして送るということに一義があったのではないかと思うのです。したがって、ご本人様がそれを概して、これによってもう一たび地域のために頑張るか、自分の成長がその地域に恩恵があるということを確認されたなら、もっと頑張るかということに目的があると思うのです。

一方で、確かにこういう制度を設けると、なぜその人が選ばれたのか、その人がいつまでも選ばれた当時と同じ経営状況にあるのかどうかという疑問も出るので、この手の制度を設けるのは、ある意味で、事後的には難しいことになるということは、今回の議論が示しているとおりでであると思います。

そういう過程の中で、何をいいたいかというと、この更新制だとか目標の設定というのは、ある意味では、そうした議論の延長上でこの制度を維持するために必要な最小限の道具立て、制度のたてつけだと私は思います。ただ、事の起こりは先ほどのようなものなので、制度の後追的な改正でもありますし、少し慎重に運用されたらいいのではないかと。話が違うではないかということがあってもあれだし、これが角を矯めてもいけないし、実際にこの4類型というのがきちっと分かれるものなのかどうか、定量的な指標が企業の企業秘密に影響を与えないかどうかとか、いろいろなことを考えると、こういうことが必要だけれども、余りぎちぎちやり過ぎてはいけない。まずは慎重にこういう枠をはめてみるということが重要ななと思っています。

そういう意味では、先ほど追加の話がありましたけれども、余りやたらめったらこの制度の拡充をというよりは、この制度の定着を図るというのを当面の課題とされるのがいいのではないかという感じをもちました。

以上です。

○松原分科会長　それでは、荒木委員、お願いします。

○荒木委員　富良野商工会議所の荒木と申します。きょうはありがとうございます。

地域未来牽引企業について、今までの分科会から、地域中核企業を育てる前段階として地域未来牽引企業があると認識していました。先ほど話がありましたけれども、中堅企業にステップアップをしていくときに、小さな企業をどんどんサポートしていく、流れと想っておりました。

ただ、先ほど伊藤委員がいましたけれども、ちょっとびっくりすることがありました。私が個人的に大変素晴らしいと思っている会社があります。大きな町と合併した数千人の

町があります。そのところにある建設業で、会社が潰れそうになったときに生き方を変えました。何をやるかという、地域で困っていることは何でもやりますと、小さなわら半紙みたいなチラシを住民全部に配りました。シロアリ退治、蜂の巣の除去、電球の交換、竹藪の整理など、細かい万単位の仕事を頼まれると全てします。従業員は8人約1億5,000~6,000万円の売り上げです。

この会社未来牽引企業なのです。ということは、将来は中核企業に育てるということではなく、地域を維持する企業も選定基準として、有るのならば、今後も地域的な問題を解決する企業も地域未来牽引企業に選定していただきたい。

地域未来牽引企業の主たる目的が中核企業に育てることならば、更新のときは、ぜひ自動更新ではなく、やはりきちんとした更新の基準をつくって、きちんとしたものだけが更新されるようにお願いします。選定されて不思議に思っている会社があるからです。また、他に推薦したい企業が多々あります。予算上の問題があり、追加企業が大きく出来ないのでしたら、新陳代謝の意味も新たな企業の選定も込めてお願いします。

○松原分科会長 どうもありがとうございました。地域経済産業分科会の方は一通りいわれた……関さんは時間があれば後でまた。

済みません、お待たせしました。それでは、大浦委員、お願いします。結構たちましたので、申しわけありませんが、2分を切った形でご発言いただけると助かります。

○大浦委員 2点いきます。まず1点目は、大変恐縮ですが、指摘です。3ページを開いていただきますと、3ページには売上高30億円未満が一番多いと書いてあるのですが、右下のグラフをみていただきますと、売上高50億を切る企業はほとんどないというグラフになっておりますので、きっとこれは間違いだろうと思いますので、本当の数字を教えてください。

2つ目は、6ページを開いていただきたいのですが、これが事実だとしますと、私は説明に来た方に聞いたのです。これが本当だとすると、赤字の企業が結構あるということねと。この標準偏差の大き過ぎが、私的にはちょっと信じられなくて。

いろいろな企業さんが頑張っているのだから、それが未来を牽引するのだというのは、そのコンセプトはとてもいいと私は思うのです。だけれども、3年で潰れる企業に国家がお金を入れていいのかというのは、もっともっと根本的な問題だと思うのです。なので、先ほどお話がありましたけれども、私も更新のときにきっちりみていただくということと、それから、これ以上ふやすのがいいのかわからないというか、同じ数なのだけれど

も、入れかえ制というほうがいいのではないかと思います。少なくとも、これは現実として選定された方々にも受けとめていただいて、グラフを標準偏差入りでみていただいたら、本当にこれが国家のお金の使い方として正しいのだろうかというのは考えていただきたいと思いました。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。それでは、小正委員、よろしく願いします。

○小正委員　　私も実はこの地域未来牽引企業ということで余りよく存じ上げませんので、この前、説明にいらっしゃいましたときに初めて、こういうのがあるのだということを知りました。

実は去年は、はばたく中小企業300社というのがございまして、それに私の会社も鹿児島県からということで選ばれて、上に入りました。それでこの省庁で表彰式がありまして、大臣と皆さんと一緒に記念写真を撮らせていただいたのです。だから、そういう意味でも非常にありがたいことだなと思うのですが、地域未来牽引企業ということで、定量の基準、定性の基準ということでいろいろ書いてございますけれども、これはどちらかといったら、私は鹿児島ですけれども、地域ではどういうところが非常に頑張っているというのは我々がよくわかるのです。そこの社長を中心にした地域の人たちはよくわかるわけです。だから、そういう基準が本当なのかなというのが、その選定するあれがちょっとよくわからないというのが、今思うところなのです。

ですから、こういう基準があるとしても、さっきもいわれたように、小さくても地域に貢献しているというところが鹿児島にも、各県ありますけれども、本当に地元で貢献している企業というのは結構あるのです。それが未来に向かってということで、多少そういうことはないかもしれませんが、地域に未来をつくっていく企業というか、ありますので、基準の対象をもうちょっと考えて見直す必要があるのではないかとことをちょっと考えました。

以上です。

○松原分科会長　　ちょっと順序が違っているかもしれませんが、発言いただいていない方を優先させていただきます。守田委員、お願いします。

○湯崎委員（守田代理）　　広島県でございます。手短かに意見を申し上げさせていただきますと思います。

今回、4つの類型を設定されて、それに応じた目標とかそういったものを掲げようとい

うことは、未来を牽引している企業を類型化、数値化を説明していく上で、わかりやすくなっていくという意味では、非常にいいのかなと思っているのですが、逆に、企業が同じ類型で活動しているわけでもなく、この類型に必ずしも当てはまらないというような発展の仕方もあると思いますので、逆に類型で固定をされないような運営といたしますか、そういうことを望みたいということ意見を申し上げさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。河原委員、宮川委員、そして曾我委員の順でよろしくお願ひします。

○河原委員　　ありがとうございます。計画についてお話をさせていただきます。計画を勘違いされる方も多いようです。よく計画というと、これまでの姿をみえる化し、これからどうしようとかんがえられると思われませんが、それは逆のスタートです。将来どうしたいかという将来構想を明確にすることがスタートです。どのような付加価値を生むために、どのようなビジネスモデルで、そのための資源は何が必要で、現状から今何が足りないのかという視点が計画で、そのスタートが間違っている計画が多いように思えます。

それから、今回、定性的な目標が書かれていたのですが、ネーミングからして、地域という部分に関しての目標がちょっと感じられない。生産性の向上であれば、確かにこれでもよろしいかと思いますが、せっかく地域未来という素敵なネーミングの表彰制度であるので、もっと地域の視点を加えて評価されたら良いかと思ひます。

あと、更新制の検討に際して、既に認定している企業が多くあるのであれば、各地域で発表会のようなことをされて、第三者の声を聞くということも、評価制度の見直しの中ではあってもいいのではないかと思ひます。

最後に、経産省では、いろいろと認定制度を実施していますが、認定を付与する以上、更新制という事を最初の段階から考えるべきと思ひます。

認定の質の担保というのは、最近つくづく感じているところです。認定経営革新等支援機関の更新制導入の際にオブザーバーとして協力いたしましたが、なかなか大変した。

今まで認定してきた方々をしっかりと味方にして、この制度の拡大は大切だと思ひますので、ぜひご配慮いただきご検討されたらと思ひます。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。それでは、宮川委員、曾我委員、そして関委員、お願ひします。

○宮川委員　　取り組みの評価という意味では、通常2段階あるかと思ひますけれども、

ここでセクションされた方たちの事後のパフォーマンスがどうなっているのかというのが、重要なシグナルを含んだセクションになっているかどうかという評価になると思います。

プラス、先ほどの選ばれてガッツが出るというところは一旦置いておくとして、もう1つあるのは、いわゆる裏書き効果で、エンドースされたことで知名度が広がって、何らかのトランザクションの機会がふえるということがあると思うのですが、こうなってくると、先ほどの単にシグナルが含まれていて、よりよくできたかではなくて、そのような裏書きをしたことで何かいいことがあったのかをみなくてはいけないのです。

いろいろな機会でご省の政策評価の話をお聞きしますが、非常に一生懸命やられていると思います。真つ当な手法でデータを集めてやられていると思うので、この手の取り組みもそういう文脈にしっかり乗ると思いますから、ぜひ取り組まれたらいかがでしょうか。

○松原分科会長 ありがとうございます。それでは、曾我委員、お願いします。

○曾我委員 10ページ目にあります追加選定に関する主な論点の中の、選定に当たっては、公平性の観点から、過去の基準を参考にすべきかというところでの意見なのですが、ぜひ従来と同じように、まさに地元の事情や企業の実態、さらには経営者の物の考え方までよくわかっている商工団体や金融機関、自治体の推薦については、ぜひ残していただければということでもあります。よろしく願いいたします。

○松原分科会長 ありがとうございます。それでは、関委員、お願いします。

○関委員 きょう、3回目発言させていただいているのですが、ずっと統合的に、川上から川下まで中小企業を含めて産業は連なっているので、その支援が必要だと申し上げているのですが、この未来牽引企業制度は実はその制度になっていまして、類型は事例だけであって、実際はその企業さんはかなり併走できたり、寄り添った制度になっているというのを私は認識しておりますので、幾つかたくさん認定をしているので、だめな企業さんもあるのですが、でも、経産省の中では非常にトータル的で、総合的で、かつ柔軟な制度だと私は認識しておりますので、しっかりとこれを運用いただきたいと思っています。

1つは、先ほど前田さんがGDPの話もしていましたけれども、地方銀行さんが本来の役割としてこういう企業さんをしっかり併走して、ちゃんと大きく育てていける役割も持っていますので、経産省さん、自治体というのは実をいうと産業政策はできるのですが、実践ができないのです。なので、現場にいる銀行含めた支援機関さんをしっかりと

活用いただきながら、この制度自体をしっかりと運用していただきたいなと思っております。

委員の皆様からもありましたように、認定基準、推薦の仕方というのは少し工夫が必要かもしれないとは思いますが、私としては、経産省の中でもかなりしっかりと現場に寄り添える制度になっているのではないかなと考えております。

以上です。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。たくさんいろいろな意見が出ましたが、想定外で困っているのですが、あとはよろしいですかね。課長、どうでしょうか。

○前田地域企業高度化推進課長　　多くの意見、本当に大変ありがとうございました。今日いただいたご意見一つ一つをしっかりと受けとめて、対応させていただきたいと思っております。制度のあり方と選定の観点とご意見をいただいたかと思っております。私ども、やはり地域を牽引する企業が中心となって地域経済を盛り上げていただきたいと、この一心で始めた制度でございますので、そこをポジティブな形で回していければと思っております。

先ほど少し成果の中で漏れましたけれども、支援の輪が実際に広がっているとか、あるいは、私どものデータですと、売り上げ、雇用も実際に伸びているというようなデータもございます。いろいろな意味で、目標設定も含め、この制度を柔軟に運用することで、新しい、よりよい方向へとつなげていきたいと考えてございますので、多々ご意見いただきましたことを改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

○松原分科会長　　さて、私に一任できますかね。どうですか。まずは、厳しい意見が多かったので、余り増やすことについては否定的だと考えていいですかね。そういう面では、そこは守らせていただいて、多少増やすのはお認めいただけるかどうかですね。

それから、更新制度は大事だということと、効果測定も大事だと。要するに厳しくすべしと。大体そのような、ちょっと大ざっぱで、粗っぽくて申しわけありませんが。

○荒木委員　　ちょっといいですか。

○松原分科会長　　はい。手短にお願いします。

○荒木委員　　地域未来牽引企業に選定されている企業は素晴らしい企業ばかりです。知己未来牽引企業の支援は地域に大きな良い影響を与えます。さらに、小さな地域ほど地域未来牽引企業の支援は、地域にとっての効果が高いと思っております。そういう効果も含めて増やせるのでしたら多くの企業の選定をお願いします。

○松原分科会長　　ほかに、任せられないということがあればやめますが、よろしいです

かね。

そうしましたら、余り何回も開けませんので、しかも定足数ぎりぎりのところで地域経済産業分科会は私不来だと大変なことになっていたという状況でありますので、大変申しわけありませんけれども、また皆様方からメール等でご意見いただいた上で、私のほうでまとめさせていただくということで、ご一任いただければと思っております。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。それでは、本日ちょっと時間をオーバーして申しわけありませんでしたけれども、大変有意義なご意見をいただきありがとうございました。時間の制約もありましたので、本日この場でご意見言い足りない委員の方もいらっしゃるかと思えますけれども、随時事務局までご意見いただければと思います。

本日の議事は以上でございます。これにて中小企業政策審議会第16回基本問題小委員会及び産業構造審議会第18回地域経済産業分科会の合同会議を閉会いたします。皆様、長時間にわたりまして非常に活発な議論をいただき、ありがとうございました。では、事務局にお戻しします。

○神崎中小企業庁企画課長　本日はありがとうございました。次回以降の日程については、改めてご連絡いたします。まことにありがとうございました。以上でございます。

——了——